

令和7年度
第2次相模原市
消費生活基本計画
年次報告書



相模原市
消費生活総合センター
令和8年8月31日

目 次

第1章 第2次相模原市消費生活基本計画の概要……………	1
第2章 消費生活をめぐる現状	
1 令和7年度における消費者問題の傾向と国の取組……………	5
2 相模原市における消費生活相談の現状……………	5
第3章 令和7年度消費生活に関する施策の実施状況	
1 主な取組状況と課題……………	9
2 事業実施状況……………	16
3 実施状況一覧……………	18

第1章 第2次相模原市消費生活基本計画の概要

1 計画の目的

市民の消費者としての権利の確立と自立を支援するとともに、市民が安全で安心できる消費生活を確保できるよう、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2 計画の位置付け

消費者問題の複雑化・多様化を受け、消費者行政の一層の充実を図るため、平成21年に制定した相模原市消費生活条例（平成21年相模原市条例第65号）第9条に基づき、平成24年3月に、本市における初めての消費生活基本計画（以下「第1次計画」という。）を策定しました。

第1次計画は、新・相模原市総合計画の部門別計画に位置付けられており、あわせて消費者基本法（昭和43年法律第78号）に定められている地方公共団体の責務（社会的、経済的状況に応じた消費者政策を推進する責務）を果たすもので、平成24年度から令和元年度までの8年間を計画期間（平成27年度に中間改訂）として実施しました。

第2次相模原市消費生活基本計画（以下「第2次計画」という。）は、第1次計画の計画期間の終了に当たり、第1次計画の理念と方針を継承しつつ、社会の変化に対応した新たな取組を加え、令和2年度からの8年間の施策を示すため策定しました。

令和5年度は、第2次計画の策定から4年目の中間見直し年度であったため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やデジタル技術の高度化などの社会環境の変化、民法や消費者契約法等の改正といった国の動向を踏まえ、消費者の利益の擁護及び増進並びに消費者の自立支援の更なる推進に向けて、第2次計画を改定し、その本編を補足する別冊として作成しました。

3 第2次計画の期間

令和2年度から令和9年度までの8年間

4 第2次計画の体系

（1）基本施策と具体的な施策

消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行や情報化・国際化の進展により急速に変化しています。悪質商法をはじめとする消費者問題は社会情勢の変化に応じて生じるため、消費者行政における施策は最新かつ柔軟な対応が求められています。

そのうえで、自立した消費者の育成や消費者被害の防止体制の整備など、着実に取り組む必要があることから、次に掲げる5つの基本施策を設定します。

また、基本施策ごとに取り組むべき具体的施策（16項目）を設定しており、これらの対象となる個別の事業について、実施状況を確認し、評価を行います。

①基本施策Ⅰ 「消費者の安全の確保」

消費者の安全・安心と自主的かつ合理的な選択の機会を確保するために、身近な生活用品、食品等に対する調査を実施し、原材料、含有成分、使用上の注意、内容量等の表示及び計量の適正化に向けた指導及び啓発を継続するとともに、不適正な取引行為を行う事業者への指導等の実施のため、昨今の多様化・複雑化する消費者問題に対する調査・研究をより一層推進します。

具体的施策

- 施策1 商品・サービスの安全性の確保
- 施策2 食の安全性の確保
- 施策3 住まいと居住環境の安全性の確保
- 施策4 消費者取引の適正化
- 施策5 表示の適正化
- 施策6 計量の適正化

②基本施策Ⅱ 「消費者被害の未然防止と救済体制の強化」

消費生活相談員の確保による相談体制の強化を図るとともに、多様化・複雑化する消費者トラブルに対応できる消費生活相談員の能力向上に係る取組を推進します。

また、国との積極的な連携により、消費生活相談のDXの推進による相談体制の構築及び相談機能の充実を図ります。

さらに、関係機関との情報交換や迅速な情報提供による被害の未然防止と救済体制の強化を図ります。特に、消費者被害に巻き込まれやすい高齢者や障害者に対しては、相談に繋がっていない事案が多く存在することが想定されることから、地域包括支援センターなどをはじめとする関係団体と連携した双方向の情報共有が行える『消費者見守りネットワーク』体制の構築を図ります。

具体的施策

- 施策7 消費生活相談の充実
- 施策8 消費者被害の未然防止と救済

③基本施策Ⅲ 「消費者教育の推進と情報提供の充実」

自分自身の消費行動が社会に及ぼす影響や、主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解し、自主的かつ合理的な判断や選択がで

きる自立した消費者を育成するため、デジタル技術等を活用した啓発の実施に加え、学校や地域主催事業などへの講師派遣等により消費者教育を推進するとともに、消費者教育又は消費者をサポートする役割を担う人材を育成することで、学校や家庭、地域など様々な場面において消費者教育や啓発を行う機会の拡充を図ります。

特に、成年年齢の引下げにより成人となった18歳、19歳及び18歳を迎える高校3年生などの消費者被害拡大防止のため、学校や市教育機関等と連携した消費者教育や金融教育の推進を図るとともに、PTA等を通じた保護者に対しての消費生活出前講座の実施及び若者に届きやすいツール等を使用した啓発を実施します。

具体的施策

施策9 ライフステージ別の消費者教育の推進

施策10 消費者教育の担い手の育成

施策11 消費生活情報の提供・啓発

④基本施策Ⅳ 「環境に配慮した消費行動の促進」

多様化・複雑化する環境問題への対応が喫緊の課題となっている中、消費者が、自らの選択が環境に及ぼす影響を自覚する必要があります。

特に、本市においては、令和2年9月の「さがみはら気候非常事態宣言」において、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す決意を表明し、市民一人ひとりの脱炭素型ライフスタイルへの変革が求められるなど、消費者の環境意識の更なる向上が期待されています。

こうした中、より良い消費行動を通して持続可能な社会の形成に参画することの理解と関心を深めるため、脱炭素や資源循環、環境保全をはじめ、社会への主体的な行動に向けた周知や啓発、各関係機関との協働等による事業をより一層推進します。

具体的施策

施策12 より良い消費行動の促進

施策13 環境負荷の低減に向けた基盤の整備

⑤基本施策Ⅴ 「消費者意見の反映と連携の強化」

市民に対する意識調査等の結果分析及び適格消費者団体[※]等との連携を強化することにより、消費生活に関する市民意見の把握に努め、消費者施策への適切な反映を図ります。

また、地域包括支援センターなどをはじめとする関係団体と連携した双方向の情報共有が行える『消費者見守りネットワーク』体制の構築を図ります。

【※】適格消費者団体・・・消費者の利益を擁護するために、事業者に対して不当な行為への差止請求権を行使することのできる内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体。

具体的施策

施策１４ 消費者意見の反映

施策１５ 消費者団体等との連携及び育成

施策１６ 事業者団体等との連携

（２）推進体制

計画の実効性を確保するため、毎年度、各施策の進捗状況等をまとめ、市民、消費者団体代表、事業者団体代表、学識経験者等により構成される「相模原市消費生活審議会」に報告を行います。

第2章 消費生活をめぐる現状

1 令和7年度における消費者問題の傾向と国の取組

令和7年度は、デジタル化の進展に伴い、SNS やインターネットを利用した消費者トラブルへの対応が引き続き重要な課題となりました。SNS を契機とした投資・副業に関する「もうけ話」や著名人等になりすました広告を利用した勧誘、インターネット通販や定期購入に関するトラブル、サポート詐欺、点検商法など、消費者を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。また、警察官等を名乗る特殊詐欺についても関係機関による注意喚起が継続して実施されるなど、社会経済情勢の変化に応じた消費者被害への対応が求められました。

また、消費者白書では、デジタル化や AI の進展、人口減少・高齢化など、消費者を取り巻く環境の変化を踏まえ、消費者が安全で安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた取組の重要性が示されています。その概要として、高齢者や若年者など、それぞれの特性に応じた支援を必要とする消費者への対応、消費者教育の推進、消費生活相談体制の充実、消費者事故等に関する情報の収集・分析及び迅速な情報提供などが重点的な施策として示されています。

国においては、デジタル化や社会構造の変化に対応した消費者政策を推進するとともに、消費者が信頼できる取引環境の確保、消費者教育の充実、多様な消費者の特性に応じた支援、地方公共団体や関係機関との連携強化を基本的な方向性とし、安全・安心で持続可能な消費社会の実現に向けた取組を進めています。

2 相模原市における消費生活相談の現状

本市では令和3年4月1日から市内3カ所（緑区・中央区・南区）にあった消費生活センターを1カ所（緑区）に集約（統合）し、消費生活相談員を集中配置すること等により相談体制を強化しました。

相模原市消費生活総合センターには、消費生活相談員を配置し、電話及び面談による消費生活相談を行っています。

このほか、消費生活センターを廃止した中央区及び南区については、オンラインで Webex を利用した非対面型の相談ができるよう、中央区及び南区の市民相談室へ端末機器の配備を行っています。

（1）相談場所と相談日時

消費生活総合センター

所在地 緑区橋本 6-2-1 シティ・プラザはしもと内（イオン橋本店6階）

電話番号 042-775-1770

相談日 毎日（年末年始を除く）

相談時間 午前9時～午後4時（第2・4金曜日は午後6時まで）

土日祝日は午前9時～正午、午後1時～午後4時

(2) 消費生活相談員人数（令和7年4月1日現在）

10名（うち1日当たり7～8名を交代で配置 ※土日祝は2名）

(3) 消費生活相談件数

①消費生活相談件数の推移

本市に寄せられた相談件数は、架空請求が社会問題となった平成16年度（12,449件）をピークに減少し、毎年度5,500件前後で推移していましたが、平成30年度には主にはがき等による架空請求に関する相談が多数寄せられたことにより、7,195件と再び増加となる状況でした。ここ数年は年間6,000件弱で推移しておりましたが、令和7年度は6,498件で前年に比べて13.1%増加となりました。

【消費生活相談件数の推移】

年度	苦情相談（件）	問合せ（件）	相談合計（件）	前年度比（%）
R3	5,108	574	5,682	93.0
R4	5,485	505	5,990	105.4
R5	5,486	391	5,877	98.1
R6	5,438	308	5,746	97.8
R7	6,109	389	6,498	113.1

②苦情相談内容の推移

令和3年度は、トイレや排水管の詰まりなどに関する「修理サービス」の相談件数が増加しました。

令和4年度は、インターネットを通じた通信販売に関する相談の中で、主に定期購入に関するトラブルが目立ち、美容液やシワ改善クリーム等に関する「基礎化粧品」の相談件数が増加しました。

令和5年度は、屋根の修繕や給湯器の点検など、「工事・建築」に関する相談件数が再び増加したほか、旅行やイベント等のチケット転売トラブルが目立ちました。

令和6年度は、料金未納の不審電話や迷惑メールなど「商品一般」に関する相談が増加したほか、屋根の修繕や分電盤交換などの「工事・建築」に関する相談も昨年度と同様に多くありました。

令和7年度は、昨年度に引き続き、料金未納に係る不審電話やSMSなどの「商品一般」に関する相談が増加したほか、賃貸住宅に係る退去時の原状回復費などの「不動産貸借」の相談も増加しました。全般的に増加傾向があり過去5年間の中では最も多く相談がありました。

【苦情相談内容の推移】

(())内は相談件数

年度	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
R 3 (5,108)	商品一般 (502)	不動産貸借 (251)	工事・建築 (235)	修理サービス (148)	役務・その他のサービス (115)
R 4 (5,485)	商品一般 (459)	基礎化粧品 (250)	不動産貸借 (242)	工事・建築 (222)	エステティックサービス (196)
R 5 (5,486)	商品一般 (487)	工事・建築 (297)	不動産貸借 (273)	役務・その他のサービス (247)	修理サービス (145)
R 6 (5,438)	商品一般 (597)	工事・建築 (297)	役務・その他のサービス (266)	不動産貸借 (261)	他の健康食品 (184)
R 7 (6,109)	商品一般 (654)	不動産貸借 (327)	役務・その他のサービス (325)	工事・建築 (258)	基礎化粧品 (206)

- 〔商品一般〕 身に覚えがない商品の請求はがきなどに関する相談
- 〔工事・建築〕 住宅リフォームや建物の請負工事などに関する相談
- 〔不動産貸借〕 敷金の返還や原状回復・退去時などに関する相談
- 〔役務・その他のサービス〕 パソコンのサポートや車のロードサービスなどに関する相談
- 〔修理サービス〕 排水管のつまり解消や電気製品の修理などに関する相談
- 〔デジタルコンテンツ〕 出会い系サイトなどインターネットを介した被害に関する相談
※インターネット上で提供される多種多様なサービス等の大幅な増加に対応するため、令和3年度より分類が見直され項目廃止となったが、依然として相談は寄せられており、「アダルト情報サイト」「オンラインゲーム」等といった相談内容に応じて、より細分化された項目に分類されることとなった
- 〔他の健康食品〕 サプリメント等による健康被害などに関する相談
- 〔基礎化粧品〕 美容液やシワ改善クリームなどに関する相談
- 〔エステティックサービス〕 脱毛エステなどの契約に関する相談

③苦情相談を寄せた契約当事者の年代別内訳

高齢者（60歳以上）の相談件数が多く、全体の約40パーセントを占める結果となっています。判断力や認知度の低下から、本人がトラブルに遭っている認識がなく、家族等から寄せられる相談が多いことが高齢者の相談の特徴の一つです。引き続き、周知・啓発に取り組むとともに、家族のみならず、近隣住民や福祉事業者、行政機関、民間事業者等による「見守り」の体制構築が必要です。

若者からの相談については、例年低い推移となっていますが、「恥ずかしくて相談できない」や「相談の場所・方法が分からない」といった声も聞かれるため、相談に繋がっていない事案が存在することが推測されます。各学校等との連携強化や若者に届きやすいツール等を使用した啓発の実施が必要です。

【苦情相談を寄せた契約当事者の年代別内訳】（単位：件、（ ）内は％）

年 代	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
20歳未満	143(2.3)	115(2.1)	121(2.2)	139(2.5)
20歳代	687(11.3)	576(10.6)	556(10.1)	680(12.4)
30歳代	625(10.2)	532(9.8)	485(8.8)	502(9.2)
40歳代	659(10.8)	587(10.8)	658(12.0)	701(12.8)
50歳代	957(15.7)	879(16.1)	963(17.6)	929(16.9)
60歳代	831(13.6)	695(12.8)	749(13.7)	738(13.5)
70歳代	931(15.2)	820(15.1)	820(14.9)	745(13.6)
80歳以上	721(11.8)	652(12.0)	543(9.9)	460(8.4)
団体・不明	555(9.1)	582(10.7)	591(10.8)	591(10.7)
合計	6,109(100)	5,438(100)	5,486(100)	5,485(100)

（４）多重債務相談件数の推移

多重債務相談は、債務を負って生活が苦しいなど、自らの債務を整理することを希望する相談者に対して、神奈川県弁護士会（旧横浜弁護士会）及び神奈川県司法書士会の協力により、消費生活総合センターで週１回（木曜日）実施している専門相談（多重債務相談）です。改正貸金業法が完全施行となった平成２２年度の４０７件をピークとして減少が続いておりましたが、令和５年度以降は増加に転じ、令和７年度は更に増加しました。

【多重債務相談の内訳】

年度	多重債務相談※１	専門相談※２		専門相談以外	苦情相談に対する割合
		弁護士相談	司法書士相談	他機関を紹介等※３	
R3	79件	29件	0件	50件	1.5%(79/5,108件)
R4	59件	20件	0件	39件	1.0%(59/5,485件)
R5	88件	33件	0件	55件	1.6%(88/5,486件)
R6	93件	40件	2件	51件	1.7%(93/5,438件)
R7	111件	39件	0件	72件	1.8%(111/6,109件)

※１：P I O-N E Tシステムにおける多重債務に関するキーワードの分類原則が変更されたため、集計方法の見直しを行いました（R3）。

※２：弁護士・司法書士相談件数は多重債務相談件数の内数。

※３：相談内容に応じて、法テラス、神奈川県弁護士会ほかを案内。

※平成２２年６月１８日に改正貸金業法が完全施行され、個人の借入総額を年収の３分の１までに制限する「総量規制」の導入、出資法の上限金利を２９．２％から２０％に引き下げ、「グレーゾーン金利」（利息制限法に定める上限金利は超えているが、出資法に定める上限金利には満たない金利。改正前の消費者金融の多くはこの範囲内で金利を設定していた。）の撤廃などが行われました。

第3章 令和7年度消費生活に関する施策の実施状況

1 主な取組状況と課題

《基本施策Ⅰ 「消費者の安全の確保」》

実施状況一覧 P18～P22より一部抜粋

【主な取組】

1 商品・サービスの安全性の確保

- 消費者庁及び国民生活センター等から、商品及びサービスに関する危害情報・危険情報を収集し、情報の内容に応じてホームページの更新や関係課への情報提供により危害の未然防止・拡大防止に努めました。
- 理容所、美容所等の環境衛生営業施設に対し、法令に基づく監視指導を行い安全性の確保に努めました。
- プール施設において管理運営の徹底を図り、危険防止のための監視指導を実施しました。

2 食の安全性の確保

- 市内に流通する食品について、放射性物質検査を実施し、その結果についてホームページを通じて情報提供しました。
- 食品衛生関係施設への立入検査を実施し、法令に基づく衛生指導を行いました。
- 食品衛生責任者等への衛生講習会を開催し、食品等事業者による自主的な衛生管理の促進を図りました。
- 食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションを推進するため、消費者団体、食品等事業者、学識経験者、市民で構成する「相模原市食の安全・安心懇話会」を開催し、情報提供及び意見交換を行いました。

3 住まいと居住環境の安全性の確保

- 旧耐震基準の戸建住宅所有者宛にダイレクトメールを送付し、補助制度等の情報を提供しました。
- 各区合同庁舎やまちづくりセンター等で専門家による巡回相談を行いました。
- 市民桜まつりにおいて防災ベッドの展示等を行い、地震に対する安全対策や補助制度等の普及啓発を行いました。
- 急傾斜地の崩壊に係る土砂災害特別警戒区域が追加指定・削除されたことから、ホームページで情報提供を行いました。
- 土砂災害や洪水、降雨による住宅浸水被害等の災害から避難等に役立ててもらうため、ハザードマップなどを活用し、避難場所や避難行動の周知を行いました。

4 消費者取引の適正化

- 神奈川県等との連絡会議により、不適正な取引行為を行う事業者の情報交換等を行い、今後の指導について検討しました。

5 表示の適正化

- 食品表示に関して関係各課に寄せられた相談事例の共有及び情報交換を行いました。
- 食品関連事業者等に対して栄養成分表示の表示方法や表示内容、食品の広告内容に関する指導を行いました。
- 食品表示法に基づく原産地、原材料等の品質事項について、事業者からの表示に関する相談に対応し、食品表示の適正化を図りました。

6 計量の適正化

- 計量法に基づき、取引や証明行為に使用される計量器について、定期検査を行いました。
- 計量器の適正な使用及び管理状況を確認するため、事業者への立入検査を行いました。
- 食肉類、魚介類、青果類、惣菜類を対象に、店頭で計量、包装されている商品についての量目検査を行いました。
- 神奈川県等と連携し、計量に係るポスターを公共施設等に掲示するなど普及啓発を行いました。

【成果・評価】

消費者の身近な生活用品や食品を中心に、継続的な検査や指導を行うとともに、各課・機関との連携を図ったことにより、安全・安心の確保及び合理的な商品選択の機会の確保を行うことができました。

【課題】

消費者の安全・安心を確保するため、製品や食品の安全等に関わる法律や制度の情報について注視し、市民に対して分かりやすい周知・啓発を行うとともに、事業者に対しては周知及び基準等の遵守の徹底を図る必要があります。

また、効果的な検査を実施するとともに、社会情勢等に応じた検査内容の見直しを図る必要があります。

《基本施策Ⅱ 「消費者被害の未然防止と救済体制の強化」》

実施状況一覧 P23～P27より一部抜粋

【主な取組】

7 消費生活相談の充実

- 市民からの消費生活に関する相談や苦情に対して、解決のための助言やあっせんを行いました。
- 多重債務問題の早期解決を図るため、神奈川県弁護士会等の協力により、多重債務の専門相談を行いました。

8 消費者被害の未然防止と救済

- 成年後見制度の利用により、判断能力が十分でない方で身寄りがいない場合等に、本人に代わって市長が審判申立ての手続きを行いました。
- 選任された市民後見人に対して活動支援を行いました。
- 日常生活において財産の保全又は管理が困難な障害者・高齢者等の権利を擁護し、在宅生活の安定を図るために社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業を支援しました。
- 地域情報紙や FM ラジオで消費者被害防止の啓発とともに消費生活総合センターの案内を行いました。
- 地域包括支援センターが作成している高齢者地域情報誌に、消費者被害に関することや消費生活総合センターなどの相談先を記載し周知を図りました。
- 高齢者等の見守り体制を強化するため、地域で活動する市内 4 警察署、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員などに「消費者見守りネットワーク」の構成員として参画いただき、市内で発生している契約トラブル情報等を共有・連携することにより、高齢者等の契約トラブルを消費生活相談に繋げることができるよう体制を整えました。

【成果・評価】

消費者被害防止の啓発について、地域情報紙や FM ラジオで呼びかけるほか、チラシを包括連携協定の締結先から配布いただくなど、消費者被害の救済体制の強化を図りました。また、成年後見制度の利用支援を行うとともに、地域における多様な主体と連携を図ることで、高齢者等の見守りを引き続き実施することができました。

【課題】

消費生活相談事業は時代や技術の高度化と共に相談内容も多様化・複雑化しているため、日々、消費生活相談員の対応能力向上が必要です。また、高齢者等は悪質な事業者狙われやすい傾向にあるため、地域や事業者といった第三者が連携・協働した見守りを引き続き着実に実施していく必要があります。

《基本施策Ⅲ 「消費者教育の推進と情報提供の充実」》

実施状況一覧 P28～P35より一部抜粋

【主な取組】

9 ライフステージ別の消費生活教育の推進

- 小学校の家庭科、中学校の家庭分野において、金銭の計画的な使い方やものの適切な購入の仕方などを学習しました。また、社会科では、お金や物の流通といった市場経済について仕組みを学習しました。
- 小学校において消費生活相談員による出前講座を実施しました。
- 若年層に被害が多発している契約トラブルに関する注意喚起のチラシを市内の高校、大学、専門学校の学生窓口に配架しました。
- 大学が配信する「お知らせメール」等を通じて、啓発情報や消費生活相談窓口の周知を行いました。
- 市内大学、専門学校の学生担当者と懇談会を開催し、消費者被害の実態や市の消費者行政について、情報提供と意見交換を行いました。
- 公民館等における各種学級等の一講座として、消費者講座を実施しました。
- 生涯学習センター・国民生活センターが共催で研究機関等公開講座を実施しました。
- 消費者が自ら消費生活に関する知識を取得し、適切な行動に結びつける実践的な能力を身につける機会とする「消費者問題教養セミナー」を開催しました。
- 食に関する指導が充実するように、小・中学校食育担当者会を開催しました。
- 保育所等において、食育ソムリエを講師とし、野菜の話や収穫したての野菜を触ったり匂いを楽しむなどの感覚を活用した食育教室を実施しました。
- 路線バス車内に食中毒予防に係るモニター広告を掲載しました。
- 持続可能な社会形成について学べる市オリジナルSDGsカードゲームを活用した出前講座の実施や、普及啓発と行動変容を目的とした「相模原SDGs EXPO」を開催しました。
- さがみはらSDGsパートナーがSDGsの達成や地域課題の解決に向けて他の団体等と連携して先進的に取り組む事業などに対し支援を行いました。

10 消費者教育の担い手の育成

- 学校における消費者教育の支援のため、学校に出向き出前講座を実施しました。

11 消費生活情報の提供・啓発

- 市の広報紙・ホームページを活用し、消費生活に関する情報を発信しました。

- 消費生活情報紙「すばいす」を年4回発行し、市内公共施設や地域包括支援センター等に配架しました。
- メールマガジン等を活用して、トラブル事例の紹介及び注意喚起情報を配信しました。
- 新聞折込による啓発事業として、相談窓口の周知及び啓発情報の掲載を行いました。
- 消費者に、確かな知識や判断力を身につけ、情報を正しく理解し、適切な行動ができる自立した消費者となるためのきっかけの場として「みんなで考えよう消費生活展」を開催しました。
- 市民等の環境に係る関心を高め、環境の保全及び創造に係る活動を促進するため、地域で活動する市民、事業者、大学及び行政の協働による「さがみはら環境まつり」を開催しました。

【成果・評価】

地域包括支援センターや公民館での高齢者への出前講座に加え、小学校や高校、大学等においても消費生活相談員によるライフステージに応じた消費者教育を実践し、自ら判断し選択できる自立した消費者の育成を進めることができました。

【課題】

成年年齢引下げの影響を踏まえて、更なる若年層への消費者教育の充実が必要であるため、様々な既存の媒体を活用した啓発を実施していくとともに、さらに学校や地域におけるライフステージ別の消費者教育を推進していくために、教育機関や地域等との連携について、より一層の取組を進める必要があります。

《基本施策Ⅳ 「環境に配慮した消費行動の促進」》

実施状況一覧 P36～P37より一部抜粋

【主な取組】

1 2 より良い消費行動の促進

- 4R推進運動として、小学校、保育園等への出前講座や中小事業者への個別訪問指導を実施しました。

※4R・・・ごみ減量のための、次の4つの行動の頭文字を合わせたもの。

- ・「Refuse」（リフューズ：発生抑制）・・・不要なものは受け取らない、買わない。
- ・「Reduce」（リデュース：排出抑制）・・・ごみになるものを減らす。
- ・「Reuse」（リユース：再使用）・・・ものを繰り返し使う。
- ・「Recycle」（リサイクル：再生利用）・・・再び資源として使う。

1 3 環境負荷の低減に向けた基盤の整備

- 再生可能エネルギーの利用促進を図るため、住宅にスマートエネルギー設備（太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電池、V2H）を設置した市民に奨励金を交付しました。
- 次世代クリーンエネルギー自動車の普及を促進するため、燃料電池自動車の購入者に対し奨励金を交付しました。
- 食品ロス削減月間に、市内店舗での啓発ポスターの掲示を行いました。
- 市内飲食店等から発生する食品ロス削減を目的に、フードシェアリングサービスTABETE（タベテ）」を運営する株式会社コークッキングと連携協定を締結しました。
- 学校給食で発生する食品残さを飼料化する取組を行いました。
- 家庭系ごみの更なる資源化に向け、有用金属リサイクルとして使用済小型家電や小型充電式電池を回収して認定事業者へ引き渡しました。

【成果・評価】

日常生活における環境負荷の低減を図るため、消費者や事業者への4Rや食品ロス削減等に関する普及啓発などを継続して実施することができました。

また、市内飲食店等から発生する食品ロス削減を目的に、フードシェアリングサービスの運営事業者と連携協定を締結するなど、持続可能な社会の構築に向けた取組を進めることができました。

【課題】

市民の消費行動は、環境問題と密接に関わっていることから、ごみの減量をはじめとした環境負荷の低減及び省エネルギー等に配慮した暮らしへの転換を促す事業を今後も継続する必要があります。

《基本施策Ⅴ 「消費者意見の反映と連携の強化」》

実施状況一覧 P38～P40より一部抜粋

【主な取組】

1.4 消費者意見の反映

- 次期消費生活基本計画策定の基礎調査として「消費生活に関する市民意識調査」を実施しました。

1.5 消費者団体等との連携及び育成

- さがみはら消費者の会の定例会への参加を中心に、情報交換や情報提供を通じて、団体の支援に努めました。

1.6 事業者団体等との連携

- 「みんなで考えよう消費生活展」において、関東電気保安協会や桂川・相模川流域協議会、生活協同組合運営協議会による出展ブースにて情報提供を行い、消費者意識の醸成を図りました。
- 相模原食品衛生協会が実施した「食中毒予防キャンペーン」に係る取組において、食中毒予防に関する啓発として経費の一部を支援しました。
- 相模原食品衛生協会が行う自主的な巡回活動を支援するため、当該協会が委嘱する食品衛生指導員に対し、衛生講習会を開催しました。
- 地域における食生活改善活動を推進するため、食生活改善推進員を養成する講座を開催しました。また、食生活改善推進団体わかな会に対し、必要な知識・技術を習得するための研修会等を行いました。
- 本市と包括連携協定を締結している生命保険会社3社と連携し、消費者被害防止を呼び掛ける啓発チラシを配布しました。
- 高齢者等の見守り体制を強化するため、市内4警察署、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員等と連携した「消費者見守りネットワーク」の体制を整えました。

【成果・評価】

国民生活センター等の発表情報や本市の消費生活相談の情報から、注意が必要な消費者被害に合わせたメールマガジン等を発信することができたほか、消費者団体や事業者団体等との連携をとって消費者行政施策の充実を図ることができました。

【課題】

日々変化する社会情勢や国の動向等を踏まえ、機会を逃さず啓発活動を展開していく必要があります。

消費者団体及び事業者団体等との情報交換や事業の共催等について、今後さらに連携を進め、より一層効果的な事業を展開していくことが重要です。

2 事業実施状況

①消費生活基本計画の点検・評価について

消費生活に関する施策は広範な分野に及ぶものであり、第2次計画を着実に推進していくためには、これらの幅広い分野における取組を具体的に把握し、市が一体となって消費者行政についての意識を高めていく必要があります。

こうした点から、計画に記載された事業に対する各所管課・組織の実施状況を年度ごとに取りまとめるとともに、計画の効果的な推進を図るため点検し、評価を行うものです。

②令和7年度の事業実施結果について

第2次計画に掲載された具体的施策について推進する組織に対し、施策の対象となる事業の進捗及び達成状況を照会したところ、16項目の具体的施策に基づく96事業の報告がありました。

③各事業の評価方法について

(ア)「令和7年度進捗状況」

令和7年度の事業進捗状況について、次の6項目により評価しました。

評 価	説 明	令和7年度	令和6年度
実施済	計画していた事業をすべて実施した。	82	84
一部実施	計画していた事業のうち、一部を実施した。	4	3
実施不可	災害等により計画していた事業をすべて中止した。	2	2
制度利用なし	制度は用意されているが、利用実績がなかった。	7	6
検討中	令和7年度は未実施だが、実施に向けた準備・検討を行った。	1	1
未着手	計画していた事業が未着手である。	0	0

※「実施不可」及び「制度利用なし」については、次の「事業の成果」では評価を行いません。

※「検討中」については、実施していない場合においても、一定の成果が認められる場合は、次の「事業の成果」においてA～Cの評価をしています。

(イ)「事業の成果」

基本施策ごとに取り組む16項目の具体的施策について、施策担当課の視点に基づき、それぞれの事業の成果について評価しました。

評 価	説 明	令和7年度	令和6年度
A	・新たな取組を開始した。 ・計画していた事業をすべて実施し、実績値が目標を達成した。 ・実施した事業のアンケート結果が高評価だったなど、高い効果を得られた。	81	81
B	・計画していた事業をすべて実施したが、実績が目標値に届かなかった。 ・計画していた事業が一部未実施となったが、実施した事業は効果があったなど、一定の効果が得られた。	5	6
C	・計画していた事業が未着手だった。 ・計画していた事業を一部実施したが、事業のアンケート結果が低評価だったなど、あまり効果がなかった。	0	0
—	実施不可、制度利用なし、検討中につき評価せず。	10	9

※「令和7年度進捗状況」において、「検討中」であり実施していない場合においても、一定の評価が認められる場合は、A～Cの評価をしています。

(ウ)「今後の進め方」

事業の成果を踏まえて、今後の取組における方向性を示しました。

評 価	説 明	令和7年度	令和6年度
継 続	継続または内容を充実させるなどして今後も推進する。	94	93
一部見直し	事業内容等を一部見直して継続する。	0	1
全部見直し	効果が低いため、廃止も含めて現在の事業を根本的に見直す。	2	2
完 了	事業を完了した。	0	0

基本施策Ⅰ 消費者の安全の確保

通No.	施策	主な取組	事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成果	R6 実施 状況	R6 成果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織		
1	施策1	商品・サービスの安全性の確保	危害情報・危険情報の収集及び提供の推進	消費者庁、独立行政法人国民生活センター、神奈川県及び各公的機関との連携により、商品及びサービスに関する危害情報・危険情報の収集及び公表を行い、危害の未然防止及び拡大防止を図ります。 中央区弥栄にある国民生活センター相模原事務所の商品テスト施設について、国民生活センターと連携して周知を行います。	危害情報・危険情報の収集及び提供	○消費者庁及び国民生活センターから、商品及びサービスに関する危害情報・危険情報の収集を行い、情報の内容に応じてホームページの更新や関係課へ情報提供した。 ○神奈川県が主催する会議等に出席し、商品及びサービスに関する危害情報・危険情報の収集や情報交換をした。 ○「消費者問題教養セミナー」で国民生活センターの商品テスト部の職員を講師として招へいし、商品テストから見る商品の危険性等の講義を行った。 ○5月から1月まで、FMラジオ「FM HOT 83.9」にて、高齢者の消費者被害の防止に係る見守り及び消費生活総合センターの窓口を案内した。 ○メールマガジンをを用いた情報発信を実施した（送信回数52回）。	実施済	A	実施済	A	○多様化・複雑化する消費者トラブルについて、引き続き効果的な啓発の手法を検討する。 ○ホームページに掲載する情報は最新の状態に保つとともに、市民に分かりやすい掲載方法を検討する。 ○商品テスト施設の周知方法を検討する。	継続	市民局
2			環境衛生営業施設等の監視指導の徹底	旅館業、興行場、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所の環境衛生営業6業種について、施設等の衛生管理の徹底を図り、自主管理を促進します。 また、スポーツクラブ等のプールや夏季に一般開放されている学校プール施設について管理運営の徹底を図り、危険防止を図るため、監視指導を実施します。	環境衛生営業施設等指導事業	○理容所、美容所等環境衛生営業6業種について施設等の衛生管理の徹底を図り、自主管理を促進した。 ○スポーツクラブ等のプール施設について管理運営の徹底を図り、危険防止を図るため、監視指導を実施した。 ・環境衛生営業施設監視指導件数：①理容所（45件）②美容所（139件）③クリーニング所（14件）④旅館（48件）⑤興行場（1件）⑥公衆浴場（38件） ・プール施設監視指導件数：17件	実施済	A	実施済	A	○今後も環境衛生営業施設等について、法令に基づく監視指導を実施し、利用する市民の健康と安全の確保に努める。	継続	保健衛生部
3	施策2	食の安全性の確保	危害情報の収集及び提供	厚生労働省、農林水産省、神奈川県及び各公的機関との連携を図り、製品の自主回収情報の収集・公表を行います。 市内で食中毒が発生した際は、報道機関を通して情報提供を行います。	危害情報の収集及び提供	○厚生労働省、他自治体との連絡調整会議に参加し、情報を共有・収集した。 ○市内の食中毒発生件数：3件 ○食品等事業者が自ら着手した食品等の自主回収情報について、届出を受理した。 ・受理件数：11件	実施済	A	実施済	A	○今後も食の安全確保の観点から継続して実施していく。	継続	保健衛生部
4			食品中に含まれる放射性物質	○市内に流通する食品の放射性物質検査を実施し、その結果をホームページを通じて情報提供を行った。 ・食品検査数：20件 ・違反食品数：0品目 ○厚生労働省、農林水産省又は各自治体が発している食品中の放射性物質の検査結果について、随時情報を収集した。	食品中に含まれる放射性物質	○市内に流通する食品の放射性物質検査を実施し、その結果をホームページを通じて情報提供を行った。 ・食品検査数：20件 ・違反食品数：0品目 ○厚生労働省、農林水産省又は各自治体が発している食品中の放射性物質の検査結果について、随時情報を収集した。	実施済	A	実施済	A	○今後も、食品の抜取り検査の一貫として、市内に流通する加工食品の検査を継続して実施していく。	継続	保健衛生部
5			市内農産物の放射性物質検査	○食の安全・安心の確保と風評被害の防止を図るため、市内産農畜産物の放射性物質検査を実施し、検査結果についてはホームページを通じて情報提供を行う。 ※令和2年度から休止	市内農産物の放射性物質検査	○食の安全・安心の確保と風評被害の防止を図るため、市内産農畜産物の放射性物質検査を実施し、検査結果についてはホームページを通じて情報提供を行う。 ※令和2年度から休止	実施不可	—	実施不可	—	本市の放射能対策が平常時体制に移行したことから、現在は検査を休止している。	継続	経済部
6			食品衛生関係施設の監視指導	食品関係営業施設等への立入検査や食品の抜取り検査、監視指導を徹底するとともに、食品等事業者に対する食品衛生思想の普及啓発や自主的な衛生管理を促進します。	食品衛生関係施設の監視指導	○食品衛生関係施設への立入検査を実施し、食品衛生法関係法令に基づく衛生指導を実施した。 ・対象施設数：9,918件 ・立入検査数：2,565件	実施済	A	実施済	A	○効果的な立入検査の実施に努める。 ○食品等事業者による自主的な衛生管理の促進を図る。	継続	保健衛生部

基本施策Ⅰ 消費者の安全の確保

通No.	施策	主な取組	事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成 果	R6 実 施 状 況	R6 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織
7	施策2	食の 安全性の確保	食品衛生関係施設の監視指導の徹底	市内に流通する食品の抜き取り検査及び衛生指導	実施済	A	実施済	A	○効果的な検査の実施に努める。 ○食品等事業者による自主的な衛生管理の促進を図る。	継続	保健衛生部
8				事業者への普及啓発衛生思想	実施済	A	実施済	A	○今後もインターネットを活用した普及啓発を促進する。 ○食品等事業者による自主的な衛生管理の促進を図る。	継続	保健衛生部
9			飲料水の安全性の確保	市民からの飲料水の品質検査による	実施済	A	実施済	A	○対象者が限定されるため、事業の見直しを検討する。	全部見直し	保健衛生部
10			食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションの推進	相模原市食の安全・安心懇話会	実施済	A	実施済	A	○今後も引き続き、消費者や食品等事業者等の意見交換や情報提供を行い、有意義なリスクコミュニケーションの推進を図る。	継続	保健衛生部
11	施策3	住まいと居住環境の安全性の確保	建築物の耐震化の促進	既存防災建築物等総合	実施済	A	実施済	A	○今後も住まいの安全に関する相談を実施すると共に耐震に関する普及啓発、情報提供を行い、市民の安全の確保に努める。	継続	まちづくり推進部
12				住居及び特定建築物における衛生的環境の確保	実施済	A	実施済	A	○今後もシックハウス症候群や居住環境への不安についての相談、情報提供を行う。また、必要に応じた室内空気環境の測定を行うとともに特定建築物の維持管理に関する監視指導を実施し、市民の健康と安全の確保に努める。	継続	保健衛生部

基本施策Ⅰ 消費者の安全の確保

通No.	施策		主な取組		事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成果	R6 実施 状況	R6 成果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織
13	施策3	住まいと居住環境の安全性の確保	ハザードマップによる 情報提供の推進	土砂災害のおそれがある箇所や洪水による浸水想定区域、降雨による住宅浸水被害等の想定区域を記載したハザードマップについて、市ホームページ等を通して情報提供を行い、避難場所や避難行動の周知を図ります。	ハザードマップによる情報提供	○急傾斜地の崩壊に係る土砂災害特別警戒区域が追加指定・削除されたことから、ホームページで情報提供を行った。 ○土砂災害や洪水、降雨による住宅浸水被害等の災害から避難等に役立ててもらうため、ハザードマップなどを活用し、避難場所や避難行動の周知を行った。	実施済	A	実施済	A	○急傾斜地の崩壊に係る土砂災害特別警戒区域の再調査により追加指定・解除される場合には、土砂災害ハザードマップを改訂する。 ○土砂災害や洪水、降雨による住宅浸水被害等の災害から避難等に役立ててもらうため、ハザードマップなどを活用し、避難場所や避難行動の周知に努める。	継続	危機管理統括部
14	施策4	消費者取引の適正化	不適正な取引事業者に対する指導	不適正な取引行為が疑われる事業者に対し調査を行い、不適正等の事実が確認された場合は消費生活条例に基づき、指導等の措置を行います。 また、神奈川県との連絡会議において、不適正な取引行為を行う事業者の情報交換や、今後の指導に関する検討を行います。	不適正な取引事業者に対する調査及び指導	○神奈川県及び神奈川県警察本部、横浜市、川崎市との連絡会議（消費者被害拡大防止連絡会議）を持ち、不適正な取引行為を行う事業者の情報交換や、今後の指導について検討した。 開催回数：4回	実施済	A	実施済	A	○市内の消費者被害について、情報収集するとともに、消費生活条例に抵触する取引行為を確認した場合は、迅速な指導を図る。 ○県及び県警、県内政令市との情報交換を行い、合同指導等、効果的な指導について検討する。	継続	市民局
15			生活業に係る取組の周知	事業者及び事業者団体に対し、消費生活条例に定められた責務の周知を図り、市民が安全で安心できる消費生活の確保に向けた措置を講じるよう求め、消費生活条例に則した取組を促進します。	事業者等に対する消費生活条例の周知	○消費生活条例について、ホームページに掲載した。	実施済	A	実施済	A	○条例の内容等について、効果的に周知する方法を引き続き検討する。	継続	市民局
16	施策5	表示の適正化	家庭用品品質表示法及び製品安全4法に基づく適正表示及び製品安全	家庭用品品質表示法及び製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づく立入検査を行い、安全性に係る適正表示の確保を図ります。	家庭用品品質表示法及び製品安全4法に基づく立入検査	○製品安全に係る5つの法律に基づき、安全性の表示等について立入検査を実施した。 【検査品目数及び検査点数】 ・家庭用品品質表示法：22品目（867点） ・消費生活用製品安全法：3品目（8点） ・電気用品安全法：3品目（45点） ・ガス事業法：1品目（3点） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律：2品目（17点）	実施済	A	実施済	A	○効果的な検査の実施に努める。	継続	市民局
17			食品表示の適正化に向けた取組の情報共有	消費者や事業者からの食品表示に関する相談、立入調査等の情報を関係各課で共有し、適切な指導や効果的な啓発について協議します。	食品表示に係る関係部署との情報交換	○消費者又は事業者からの相談事例について、庁内関係機関と随時情報共有、情報交換を行った。	実施済	A	実施済	A	○事業者が適正に表示できるよう連携するとともに、食品表示法違反事例に対処するため、今後も継続して情報共有を図っていく。	継続	市民局 保健衛生部 経済部

基本施策Ⅰ 消費者の安全の確保

通No.	施策		主な取組	事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成 果	R6 実 施 状 況	R6 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織	
18	施策5	表示の適正化	イ アレルギー物質等の食品表示の適正確保	食品衛生に関係施設への食品表示	○立入検査及び市内に流通する食品の抜き取り検査及び食品等事業者に対する講習会の実施等を通して適正表示の指導を実施した。 ・立入検査数：2,565件 ・食品等検査数：547件 ・講習会参加者数：3,163人	実施済	A	実施済	A	○効果的な検査の実施に努める。 ○食品等事業者による自主的な衛生管理の促進を図る。	継続	保健衛生部	
19			ウ 栄養成分表示及び誇大広告等の禁止についての指導	消費者が栄養に関する情報を正しく得て食品を選択できるよう、事業者からの相談又は消費者からの通報に基づき、栄養成分表示の表示方法や表示内容、食品の広告内容に対する指導を行います。	栄養成分表示及び誇大広告等の禁止についての指導	○食品関連事業者等に対して、栄養成分表示の表示方法や表示内容、食品の広告内容に関する指導及び改善指導を実施した。 ・個別指導件数：26件	実施済	A	実施済	A	○関係課と連携して、適切な表示方法を周知し、指導していく。	継続	保健衛生部
20			エ 栄養成分表示の普及啓発	生涯学習センターのまちかど講座や食生活改善推進団体との協力による講習会等の実施により、栄養成分表示の活用方法を普及することで、消費者が適切な食品選択を行い、健康づくりにつなげることができるようにします。 また、保健機能食品（特定保健用食品・機能性表示食品等）についての情報提供を行います。	（まちかど講座を活用しよう！！） （栄養表示を活用しよう！！）	○市民に対して、加工食品に表示されているエネルギーや塩分などの栄養成分表示の読み方と、加工食品や外食メニューに表示されている栄養成分表示を活用した上手な食事の食べ方についての講話を行った。 ・実績：0件	制度利用無し	—	実施済	A	○原則的に加工食品で義務表示となった栄養成分表示について、市民へ適切な活用方法の普及啓発を行う。	継続	保健衛生部
21				地域における栄養成分表示の普及啓発事業	○公民館等で、クイズや展示、資料配布により栄養成分表示についての知識の普及啓発を図る。 ・実績：8件	実施済	A	実施済	A	○市民が栄養成分表示を適切に活用していくことができるよう、イベントや公民館まつりなどの場で表示の見方について等の普及啓発を行う。	継続	保健衛生部	
22			オ 産地等に係る適正表示の確保（新規）	品質事項に係る適正表示の啓発・指導	○食品表示法に基づく品質事項について、事業者からの原産国等表示のルールに関する相談への対応及び立入調査を行った。	実施済	A	実施済	A	食品表示法に基づく品質事項について、事業者等からの表示に関する相談に対応し、食品表示の適正化を図る。	継続	経済部	

基本施策Ⅰ 消費者の安全の確保

通No.	施策		主な取組	事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成 果	R6 実 施 状況	R6 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織
23	施策5	表示の適正化	健康づくり応援店の普及促進	健康づくり応援店の普及促進	○市民が外食等の際に自身の健康管理に配慮した食事ができるよう、受動喫煙防止に配慮することを前提として飲食店等での栄養成分表示や、栄養に関する情報等の提供、食事量に配慮した食事の提供、に取り組む飲食店を増やし食環境の整備を図った。 ・登録店舗数：72店舗	実施済	A	実施済	A	○事業者及び市民への事業周知の機会が減少している。新規登録店舗の増加のため、効果的な周知方法について検討をしていく。	継続	保健衛生部
24			特定計量器の定期検査の推進による	特定計量器の定期検査	○計量法に基づき、取引行為に使用される計量器について、指定定期検査機関（神奈川県計量協会）への委託によるはかりの定期検査を実施した。 ・検査対象：非自動はかり（質量計）、分銅及びおもり ・検査台数：1,578台	実施済	A	実施済	A	○計量法に定められた2年に1回の検査を実施し、事業者が使用するはかりの精度の確保や消費者に対する適正計量の維持を図っていく。	継続	市民局
25			事業者への啓発指導の推進	事業者への立入検査	○計量器の適正な使用及び管理状況について確認するため、事業者への立入検査を行った。 【検査件数及び台数】 ・質量計：6件（24個） ・LPガスメーター：2件（9,686個） ・タクシーメーター：2件（81個） ・燃料油（灯油）メーター：3件（50個）	実施済	A	実施済	A	○効果的な検査の実施に努める。	継続	市民局
26				商品の量目検査	○食肉類、魚介類、青果類、惣菜類を対象に、店頭で計量、包装されている商品についての量目検査を実施した。 ・検査件数：6件 ・検査個数：①食肉類（118個）②魚介類（111個）③青果類（120個）④惣菜類（111個） ○神奈川県及び県下の計量特定市8市との共同により、特定の同一品目を定め、試買による量目検査を実施した。 ・対象品目：食塩 ・検査個数：5種類（25個）	実施済	A	実施済	A	○効果的な検査の実施に努める。	継続	市民局
27			適正な計量管理の推進	計量思想の普及・啓発	○神奈川県及び県下の計量特定市8市との共同により、計量に関する啓発活動を行った。 ○正量取引強調月間運動：商取引における計量の適正化と計量思想の啓発を図るため、ポスターを作成し配布した。 ・配布先：市内の公共施設及び製造事業者、小売事業者 ○計量管理強調月間運動：計量法に基づく適正な計量管理を促すため、「適正計量管理事業所」の指定を受けた事業所に対する啓発活動等を行った。 ○11月の計量管理強調月間に、啓発ポスター及び標語のステッカーを作成し配布した。	実施済	A	実施済	A	○製造及び流通業について適正計量の啓発を行い、計量に対する意識の向上を図っていく。 ○適正計量管理事業所については、良好な計量管理が行われているため、報告書の徴収と立入検査によって引き続き状況把握に努める。	継続	市民局

基本施策Ⅱ 消費者被害の未然防止と救済体制の強化

通No.	施策	主な取組	事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成 果	R6 実 施 状 況	R6 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織
28	施策7 消費生活相談の充実	消費生活相談の推進	消費生活相談事業	○市民から消費生活に関する相談や苦情を受け付け、解決のための助言やあっせんを行った。 ・相談場所 消費生活総合センター ・相談時間 月～金 9時～16時（第2、4金曜日は18時まで） 土・日・祝日（12/29～1/3を除く） 9時～正午、13時～16時 ・相談方法 電話、来所、オンライン（中央区及び南区市民相談室からのインターネット回線を通じたオンライン相談） ・相談件数 6,498件（苦情6,109件、問合せ389件）	実施済	A	実施済	A	○多様化・複雑化する相談に対応するため、更なる機能強化について検討する。	継続	市民局
29		消費生活センターの機能強化	町田市との相互相談	○平成12年に開催された首長懇談会により、平成13年度から町田市との相互相談（来所相談のみ）を開始した。 ・相模原市民が町田市へ相談：22件（うち、来訪11件） ・町田市民が相模原市へ相談：26件（うち、来訪5件） ○消費生活相談会議を開催し、情報交換を行った。 ・実施日：令和8年1月16日（金）	実施済	A	実施済	A	○今後も町田市と情報交換をしながら、相互相談を実施する。	継続	市民局
30		消費生活センターの機能強化	消費生活センター強化事業	○若年層（学生）の相談機会創出のため、市内に所在する大学等に向けて、各学校が設置する学生相談室等を介してオンライン相談の提供を案内し、桜美林大学での運用を開始した。 なお、オンライン相談実績については、既設の南区市民相談室は0件、中央区市民相談室は1件であった。	実施済	B	実施済	B	○相談者の利便性を考慮して、相談しやすい環境を検討する。	継続	市民局
31		消費生活センター及び相談事業の周知	消費生活センター及び相談事業の周知	○関東甲信越ブロック高齢者被害防止キャンペーン等の時期に、公共施設にてパネルを掲出した。 ○各区ガイドマップ等、他課で作成された啓発冊子等に相談窓口の情報を掲載した。 ○5月から2月まで、「タウンニュース」に消費生活センターの相談窓口等の広告を掲載した。 ○メールマガジン、相模原市公式LINEを用いて警戒情報等の発信とともにセンターの業務を周知した。 ○高齢者の消費者被害の防止に係る見守り及び消費生活総合センターの窓口を案内する30秒の動画を庁舎内で放映した。 ○本市と包括連携協定を締結している生命保険会社3社と連携して、啓発チラシを店舗での配架や顧客宅を訪問する際に配布した。 ○5月から1月まで、FMラジオ「FM HOT 83.9」にて、高齢者の消費者被害の防止に係る見守り及び消費生活総合センターの窓口を案内した。	実施済	A	実施済	A	○より多くの市民へ周知するため、効果的な啓発活動について検討する。	継続	市民局

基本施策Ⅱ 消費者被害の未然防止と救済体制の強化

通No.	施策		主な取組	事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成果	R6 実施 状況	R6 成果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織
32	施策 7	消費生活相談の充実	多重債務相談の推進	多重債務相談	○弁護士と司法書士による多重債務相談を実施した。 ・弁護士相談：39件 ・司法書士相談：0件 ○神奈川県、神奈川県弁護士会、日本司法支援センター神奈川地方事務所（法テラス神奈川）の主催する多重債務者相談強化キャンペーンの一環として、多重債務者特別相談会を実施した。 ・実施日：令和7年11月20日（木）、11月27日（木）、12月4日（木）	実施済	A	実施済	A	○多重債務者の問題解決について効果が得られており、関係団体との協力により、今後も事業を継続していく。	継続	市民局
33			関係機関との連携による多重債務問題への対応	関係機関との連携による多重債務問題への早期対応	○多重債務者対策の一環として、庁内の「自殺総合対策に係る庁内会議」に参加し、情報交換等を行った。 ・実施日： 第一回：令和7年8月12日（火） 第二回：令和8年3月10日（火）	実施済	A	実施済	A	○各所管課との横断的な情報共有の仕組みづくりをさらに進めるとともに、消費生活相談員と情報を共有して迅速な対応がとれる体制を維持する。	継続	市民局 地域包括ケア推進部
34			消費生活相談員の人材育成	消費生活相談員支援事業	○国民生活センターや県等が主催する研修に消費生活相談員を派遣した。 ・国民生活センター 9回（延10人） ・県 18回（延139人） ・その他 7回（延21人）	実施済	A	実施済	A	○今度も相談対応を充実させるため、研修参加の機会を確保する。	継続	市民局
35	施策 8	消費者被害の未然防止と救済	成年後見制度の利用支援の推進	成年後見制度利用支援事業	○成年後見制度において、判断能力が十分でない方で身寄りがない場合等に、市長が本人に代わって審判申立ての手続きを行った。 ・申立件数：57件（高齢者）、10件（障害者） ○申立費用や後見人等に対する報酬の負担能力がない方に、その助成を行った。 ・助成件数：174件（高齢者）、85件（障害者）	実施済	A	実施済	A	○成年後見制度の利用者は今後も増加すること見込まれるため、引き続き事業を実施していく。	継続	地域包括ケア推進部

基本施策Ⅱ 消費者被害の未然防止と救済体制の強化

通No.	施策	主な取組	事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成 果	R6 実 施 状 況	R6 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織
36	施策8 消費者被害の未然防止と救済	成年後見制度の利用支援の推進	市民後見人養成・支援事業	○認知症等により成年後見制度の利用が必要となる高齢者等の増加に対応するため、同じ市民としての目線や立場で活動ができる市民後見人の養成研修を一部実施した。 ○市民後見人受任者等に対して、支援を行った。 ・市民後見人養成研修修了者数：11人（R8.3.末） ・フォローアップ研修：3回	実施済	A	実施済	A	○成年後見制度の利用者が増加する一方で、成年後見人等の担い手不足が深刻化している。市民後見人の養成を行うことで担い手不足の解消を図るとともに、家庭裁判所から選任された市民後見人や市民後見人候補者の支援を実施していく。	継続	地域包括ケア推進部
37			さがみはら成年後見・あしんセンター	○日常生活において財産の保全又は管理が困難な障害者・高齢者等の権利を擁護し在宅生活の安定を図るため日常生活自立支援事業を実施した。 ・福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス（利用人数：166人（R8.3末）） ・書類等預かりサービス（利用人数：17人（R8.3末）） ・相談援助（相談件数：R7延べ9,392件） ○後見人等として、被後見人等の財産管理や身上保護等の法定後見業務を行う法人後見事業を実施した。 ・法人後見事業（受任件数：23件（R8.3.末））	実施済	A	実施済	A	○判断能力が十分でない障害者や高齢者に対して、日常的な金銭管理や契約の締結などを支援することは権利擁護の観点から重要であるため、今後も継続して実施していく。	継続	地域包括ケア推進部
38		高齢者に対する見守りの推進	高齢者に対する見守り体制の推進	○連絡会議等を通じて、地域包括支援センターで契約トラブルに関する見守りを呼び掛けるとともに、高齢者に対する消費者被害防止のための見守りに関する啓発チラシを配布した。 ○本市包括連携協定先である生命保険会社3社と連携して、啓発チラシを高齢者月間に合わせ店舗での配架や顧客宅を訪問する際に配布した。 ○5月から2月まで、「タウンニュース」に消費生活センターの相談窓口等の広告を掲載した。 ○5月から1月まで、FMラジオ「FM HOT 83.9」にて、高齢者の消費者被害の防止に係る見守り及び消費生活総合センターの窓口を案内した。 ○高齢者等の見守り体制を強化するため、消費者見守りネットワークを令和8年4月設置として庁内での意思決定を行った。	実施済	A	実施済	B	○今後とも消費生活推進会議等で情報提供や意見交換を行うと共に、民生委員や老人クラブ、地域包括支援センター、介護保険事業所などとの連携について検討する。 ○消費者見守りネットワークの充実を図る。	継続	市民局 地域包括ケア推進部
39			地域包括支援センターにおける普及啓発	○地域包括支援センターが作成している高齢者地域情報誌に、消費者被害に関することや消費生活総合センターなどの相談先を記載し、配布した。	一部実施	B	一部実施	B	○今後も、さまざまな機会をとらえ、情報共有や注意喚起を行っていく。	継続	地域包括ケア推進部

基本施策Ⅱ 消費者被害の未然防止と救済体制の強化

通No.	施策	主な取組	事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成 果	R6 実 施 状 況	R6 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織
40	施策8 消費者被害の未然防止と救済	障害者等に対する見守りの推進	障害者等に対する見守り体制の推進	○5月から2月にかけて、市内全域で新聞に折り込まれる「タウンニュース」に見守りに関する広告を掲載した。 ○本市包括連携協定先である生命保険会社3社と連携して、啓発チラシを店舗での配架や顧客宅を訪問する際に配布した。 ○5月から1月まで、FMラジオ「FM HOT 83.9」にて、高齢者の消費者被害の防止に係る見守り及び消費生活総合センターの窓口を案内した。 ○支援学校等への出前講座：2件	実施済	A	実施済	A	○障害者の支援団体や支援学校等に出前講座の利用を呼び掛けていく。	継続	市民局 地域包括ケア推進部
41		事業者団体等と連携した見守りの推進	事業者団体等と連携した見守りの推進	○本市包括連携協定先である生命保険会社3社と連携して、啓発チラシを店舗での配架や顧客宅を訪問する際に配布した。 ○連絡会議等を通じて、地域包括支援センターで契約トラブルに関する見守りを呼び掛けるとともに、高齢者に対する消費者被害防止のための見守りに関する啓発チラシを配布した。 ○高齢者等の見守り体制を強化するため、4警察署、地域包括支援センター、民生委員と連携した「消費者見守りネットワーク」を令和8年4月設置として庁内での意思決定を行った。	一部実施	B	一部実施	B	○事業者団体等との連携について、効果的な方法を検討する。	継続	市民局
42		県内自治体との連携	県内自治体との情報交換	○県主催の消費生活相談担当者会議において、相談事例の共有、情報交換を行った。 開催回数：8回（5月、6月、7月、9月、10月、11月、1月、2月）	実施済	A	実施済	A	○今後も継続して情報交換等を実施する。	継続	市民局
43		被害救済部会の運営	被害救済部会の運営	○実事案は発生しなかったものの、令和5年度に整備した運用マニュアルを活用し、本開催に備えた事例研究を実施することができた。	一部実施	A	一部実施	A	○より実事案を想定したシミュレーション形式にするなど、事例研究の開催方法について検討し、事案発生に備える。	継続	市民局

基本施策Ⅱ 消費者被害の未然防止と救済体制の強化

通No.	施策	主な取組	事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成 果	R6 実 施 状況	R6 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織
44	施策8 消費者被害の未然防止と救済	消費者被害救済貸付金制度の運用	消費者被害救済貸付金制度の実施	○相模原市消費生活条例の施行に伴い、平成22年度から貸付制度を実施している。 ・貸付予算額：10,000円（年1件程度想定） ・実績：0件 ※制度の開始以来、貸付の実例なし。	制度利用なし	—	制度利用なし	—	○貸付の決定については、公益性や被害拡大の防止といった観点も考慮されるため、対象となる事例についての研究を行う。	継続	市民局
45		消費者団体訴訟への支援	消費者団体訴訟への支援	○消費者団体訴訟に必要な情報等の照会について、適格消費者団体からの申出により対応する。 ・実績：0件 ※これまで対象となる申出はなし。	制度利用なし	—	制度利用なし	—	○適格消費者団体及びこれらによる訴訟については、将来に向けて件数が増加していくと見込まれるため、引き続き協力体制を維持する。	継続	市民局
46		警察との連携の推進	警察との連携	○県警本部及び市内4警察署と調整して会議を開催し、相談事例や近況報告を行い情報を共有した。 ・日時：令和7年12月12日（金） ・会場：橋本公民館 コミュニティ室 ○消費者安全確保地域協議会（消費者見守りネットワーク）の設置において4警察署に参画いただき、高齢者等の見守り活動についての協力体制を整えた。	実施済	A	実施済	A	加害者の手口も複雑化・巧妙化しており、警察との情報共有や連携の必要性が増していることから、継続して実施する。	継続	市民局

基本施策Ⅲ 消費者教育の推進と情報提供の充実

通No.	施策	主な取組	事業名	取組状況	R7実施状況	R7成果	R6実施状況	R6成果	今後の課題・取組等	今後の進め方	推進した組織
47	施策9	小中学生に対する消費者教育の推進	小・中学校における消費者教育の実施	○小学校の家庭科、中学校の家庭分野では、領域「C 消費生活・環境」において、金銭の計画的な使い方やものの適切な購入の仕方などの授業を実施した。 ○社会科では、身近な消費活動からはじまり、お金やものの流通や価格の決まりかたといった市場経済を学び、しくみを理解した。	実施済	A	実施済	A	○児童生徒が主体的に生きる消費者に育つための授業研究の取組を発信する必要がある。	継続	学校教育部
48				○小学校において消費生活相談員による出前講座を実施した。 ・実施回数 2回（1校）	実施済	B	実施済	B	○出前講座の実施校を増加させるための周知方法を検討する。 ○小学生の高学年～中学生は、お小遣いを主体的に使い始めるなど、消費者として基礎的な知識を学ぶ重要な時期だと認識しているため、引き続き周知に取り組む。	継続	市民局
49		ライフステージ別の消費者教育の推進	危害情報の収集及び提供の推進	○高等学校・専門学校・大学において、悪質商法や消費者問題等についての情報提供を行うとともに、消費者としての自覚や自立した消費者を育成する消費者教育を実施します。 また、若年者に多い消費者トラブルについて、学生窓口等へチラシを配架するなど、周知・啓発を行います。	実施済	A	実施済	A	○パンフレット等配布資料の作成による注意喚起だけでなく、消費生活相談員による出前講座の実施等により、消費者教育の機会の増加に努める必要がある。 ○対象者が利用するSNS等の媒体を分析し、効果的な情報提供について検討する。	継続	市民局
50				○市内大学、専門学校等の学生担当者や消費生活センター職員による懇談会を実施し、消費者被害の実態や市の消費者行政についての情報提供と意見交換を行った。 ・日時：令和8年1月16日（金） ・会場：橋本公民館 コミュニティ室 ・参加大学：相模女子大学、青山学院大学、女子美術大学、桜美林大学、北里大学、和泉短期大学、麻布大学、東京家政学院大学、相模原看護専門学校、医療ビジネス観光福祉専門学校、神奈川経済専門学校、神奈川柔整鍼灸専門学校	実施済	A	実施済	A	○より多くの大学等に参加していただけるよう、開催日程の調整に配慮すると共に、各大学等への消費者啓発等についても依頼していく必要がある。	継続	市民局
51		新社会人等への消費者教育の推進	事業所における出前講座	○事業所からの依頼により、新人社員等に対する契約トラブルの啓発講座を実施する。 ・実績：0件	制度利用なし	—	制度利用なし	—	○利用実績がなかったことから、市内事業者に対して契約トラブルの発生状況や出前講座に関する情報提供に努める。	継続	市民局

基本施策Ⅲ 消費者教育の推進と情報提供の充実

通No.	施策		主な取組	事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成 果	R6 実 施 状 況	R6 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織
52	ライフステージ別の消費者教育の推進 施策 9		成年向け消費者講座の推進	生涯学習センター、公民館等で実施する各種のプログラムにおいて、消費者問題、悪質商法、食の問題等、消費生活に関する多様な講座を実施します。	公民館における各種学級等 公民館等における各種学級等の一講座として、消費者講座を実施した。 【継続】 ○相原公民館 ・高齢者学級「⑦特殊詐欺・自転車のルールについて」 開催日：令和7年10月17日（金） 参加者数：28名 ・成人学級「②あなたを狙う悪質商法」 開催日：令和7年10月8日（水） 参加者数：18名 ○大野南公民館 ・安全・安心な暮らし講座「～その警察官は本物ですか？～」 開催日：令和7年5月30日（金） 参加者数：20名 ○田名公民館 ・田名そうえん学級（高齢者学級） 「④悪質商法の対処法を学ぶ」 開催日：令和7年10月3日（金） 参加者数：50名 ○大野中公民館 ・高齢者学級（ふれあい学級）「⑥防犯講座 あなたを狙う悪質商法～こんな商法にご用心」 開催日：令和7年10月17日（金） 参加者数：30名 【新規】 ○田名公民館 ・文化都市市民講座 「環境講座「孫・子のために知っておくプラスチック問題」」 開催日：令和8年1月31日（土） 参加者数：30人 ○大野台公民館 ・高齢者学級（こもれび学級）「防犯・交通安全講座」 続発する特殊詐欺の現状と対策について学び、防犯スキルの向上を目指す 開催日：令和7年6月4日（水） 参加者：49名 ○相模湖公民館 ・高齢者学級（やまなみ学級）「ごみ分別講座」 開催日：令和7年10月23日（木） 参加者数：21名 ・高齢者学級（やまなみ学級）「防犯講座 オレオレ詐欺対策 他」 開催日：令和7年10月29日（水） 参加者数：21名 ○藤野中央公民館 ・高齢者学級「自分でできる防犯地域の防犯について学びます!」 開催日：令和7年11月6日（木） 参加者数：17名 ・女性教室part1「「暮らし」の家事・節約術・掃除術講座」 開催日：令和7年8月2日（土） 参加者：11名	実施済	A	実施済	A	○市民の意見や要望を聞き、学習ニーズに対応した内容で、消費生活に関する各種学級・講座等を今後も継続して開催していく。	継続	生涯学習部
53			成年向け消費者講座の推進	生涯学習センター、公民館等で実施する各種のプログラムにおいて、消費者問題、悪質商法、食の問題等、消費生活に関する多様な講座を実施します。	「研究機関等公開講座コース」 生涯学習センターが国民生活センターと共催し、研究機関等公開講座を実施した。 ・「いま知っておくべき！高齢者詐欺対策と最新暮らしまい事情」 開催日：令和7年7月7日（月） 参加者数：35名	実施済	A	実施済	A	○市民の学習ニーズに対応した内容で、今後も消費生活に関する講座等を開催していく。	継続	生涯学習部

基本施策Ⅲ 消費者教育の推進と情報提供の充実

通No.	施策		主な取組		事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成 果	R6 実 施 状 況	R6 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織		
54		施策 9	ライフ ステー ジ別の 消費 者教育 の推進	成年向け消費者講座の推進		生涯学習センター、公民館等で実施する各種のプログラムにおいて、消費者問題、悪質商法、食の問題等、消費生活に関する多様な講座を実施します。	まちかど講座	消費生活に関するまちかど講座を実施した。 ・あなたを狙う悪徳商法～こんな商法にご用心高齢者編～ 参加者数：40名（全2件） ・わかっているようで、わからない「健康食品」～ほんとに効果があるの？～ 参加者数：15名（全1件）	実施済	A	実施済	A	○まちかど講座以外にも、国民生活センターとの共催講座を継続して開催できるよう、引き続き調整していく。	継続	生涯学習部
55				地域における消費者教育の充実		地域における消費者教育の推進のために、地域団体が開催する「消費生活講座」に消費生活相談員を派遣し出前講座を行います。	消費生活出前講座	○地域団体が開催する「消費生活講座」に消費生活相談員を講師として派遣した。 ・派遣回数：15回 ・参加者数：286人（総計） ・講座内容：「あなたを狙う悪質商法」等 ※学校で生徒に向けて実施した講座は除く	実施済	A	実施済	A	○公民館の高齢者学級や地区老人会との連携により、高齢者を中心に啓発活動を実施する。また、見守りの視点で高齢者等に接する機会の多い事業者に対するPRに努め、従事する職員等への講座も実施する。 ○若年層への消費者教育について、教員が集まる部会などを通じて情報提供を行い、講座の実施につなげる。また、PTA等を通じて保護者向けの講座を実施する。	継続	市民局
56				消費生活学習事業の推進		市の主催、共催等による市民向けの消費生活学習事業を行います。	消費生活学習事業	○みんなの消費生活展 ・開催日：令和7年10月18日（土） ・会場：ミウイ橋本5階インナーガーデン ・来場者：約350人 ・内容：大学、計量協会、消費者の会など12団体が出展し、「食と健康と安全」「マイクロプラスチック問題」「契約トラブルの注意喚起」などの展示の他、ステージイベントとして、「お片付けでSDGs」の講演を行った	一部実施	A	実施済	A	○講座の内容等により市民の要望を反映させながら、今後も実用的な消費生活講座を開催する。	継続	市民局
57				広域連携による消費者教育の推進		本市周辺にある大学や国民生活センター、消費者団体等の関係機関との協働により、市域を超えた広域連携による消費者教育事業を行います。	広域連携による消費者教育の実施	○市内大学等の学生担当者と行政が集い、消費者被害の実態や消費者行政などについて意見交換をする懇談会を開催した。 ・日時：令和8年3月13日（金） ・会場：橋本公民館 コミュニティ室 ○複雑化・多様化する消費社会において、市民が消費生活に関する知識を取得し、適切な消費行動に結び付ける実践的な能力を育むことを目的に、国民生活センターと共催で「消費者問題教養セミナー」を開催した。 ・日時：令和8年2月14日、21日、28日 午前10時～午前11時30分 ・内容：身近な商品に潜む危険や医薬品購入時の注意点、お金に関する知識をテーマにした講義 ・参加者：延べ44名	実施済	A	実施済	A	○今後、近隣自治体や独立行政法人国民生活センターとのタイアップにより、効果的に消費者教育を実施していくと共に、市内外へ、本市の消費者教育への取組を発信していく必要がある。	継続	市民局
58						農業関係者や、食生活改善推進団体等との連携により、収穫体験や地場産物の視点を含んだ食育講座や野菜の普及啓発を実施し、食の選び方や食事のとり方等についての知識の普及を図ります。	地域における食育講座	食生活改善推進団体わかな会に委託し実施した。 ○親子食育講座（2回28人） ○食文化・郷土料理講習会（22回483人）	実施済	A	実施済	A	○安全に講座を運営するため、実施方法を検討する必要がある。	継続	保健衛生部

基本施策Ⅲ 消費者教育の推進と情報提供の充実

通No.	施策	主な取組	事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成 果	R6 実 施 状 況	R6 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織
59	ライフステージ別の消費者教育の推進 施策9	食育の推進	栄養教諭を中核とした食育の推進	農業関係者や、食生活改善推進団体等との連携により、収穫体験や地場産物の視点を含んだ食育講座や野菜の普及啓発を実施し、食の選び方や食事のとり方等についての知識の普及を図ります。 ○食育担当者会・ネットワークグループ協議会 ・開催日 第1回：令和7年6月6日(オンライン) 第2回：令和7年11月7日(オンライン) ・内容 第1回 ①第3次相模原市食育推進計画について(健康増進課) ②学校給食を活用した食育推進について、中学校全員喫食に向けて(学校給食課) ③食に関する指導の推進について(学校教育課) 第2回 ①ネットワークグループ協議 ②中学校全員喫食に向けて(学校給食課) ③減塩に関するリーフレットの活用について(健康増進課) ④食に関する指導の推進について(栄養教諭) ④ネットワークグループ協議 ○食育推進プロジェクト会議 ・開催日 第1回：令和7年4月24日 第2回：令和7年5月29日 第3回：令和7年7月3日 第4回：令和7年10月2日 第5回：令和7年12月4日 第6回：令和8年2月5日 ・内容 ①食育推進のための情報共有、協議 ②食育コンテンツの作成	実施済	A	実施済	A	○食に関する指導が更に充実するよう、食育ネットワークグループの活用や栄養教諭が作成した教材の活用について引き続き周知していく。	継続	学校教育 部
60				ふるさとの生活技術指導士による ○保育所等において、食育ソムリエを講師とし、野菜の話や収穫したての野菜を触ったり匂いを楽しむなどの感覚を活用した食育教室を実施した。 ・対象：主に3～5歳児 ・実施園数：公立保育所等4園	実施済	A	実施済	A	○実施後、保育所等での調理や給食に入っている野菜への興味、喫食量が向上している。次年度も引き続き、本物の野菜を見て実際に触れる体験を行う。また当日使用した野菜の展示、事業の様子の掲示を通して保護者への食育を行う。 ○多くの園で実施できるよう、講師や日程について農政課と調整する。	継続	こども 若者未 来局 経済部
61		食品衛生思想の普及啓発	食品衛生思想の普及啓発	○路線バス車内に食中毒予防に係るモニター広告を掲載した。 ・実施期間：①令和7年7月～令和7年8月(夏季) ②令和7年12月～令和8年1月(冬季) ・内容：①生肉による食中毒予防 ②ノロウイルスによる食中毒予防 ○要望に応じて消費者を対象とした食品衛生講習会を開催し、食中毒予防等の正しい情報の提供と知識の普及啓発を図った。 ・開催回数：6回 ・参加者数：218人 ○家庭でできる食中毒予防のポイントについて、広報さがみはら、ホームページ、SNSによる動画配信等を用いて啓発した。	実施済	A	実施済	A	○効果的な普及啓発ツールとして、今後も継続して実施していく。	継続	保健衛 生部
62				まだ食べられるのに捨てられる食品(食品ロス)の削減に向け、適正量の購入、食材の使いきりなど消費者に対する普及啓発を推進します。 食品ロス削減の啓発	実施済	A	実施済	A	令和8年度については、令和7年度の取組を継続し、引き続き、生ごみの減量化・資源化と併せて施策を展開する。	継続	環境部

基本施策Ⅲ 消費者教育の推進と情報提供の充実

通No.	施策	主な取組	事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成 果	R6 実 施 状 況	R6 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織
63	施策9	ライフステージ別の消費者教育の推進	環境教育（エコライフ）の促進	消費者が環境にやさしい生活（エコライフ）について考える機会を提供し、環境負荷の低減、省エネルギー等に配慮した暮らしへの転換を促進します。	環境教育（エコライフ）の促進	〇市民等の環境に係る関心を高め、環境の保全及び創造に係る活動を促進するため、地域で活動する市民、事業者、大学及び行政の協働による「さがみはら環境まつり」を開催した。 【第21回】 ・開催日：令和7年6月15日 ・会場：サン・エールさがみはら及びその周辺	実施済	A	〇市民の消費行動は、環境問題と密接につながっていることから、環境負荷の低減、省エネルギー等に配慮した暮らしへの転換を考える場としても今後も継続して開催できるよう配慮する。	継続	環境部
64			持続可能な社会形成に関する周知・啓発【新規】	SDGs（持続可能な開発目標）やエシカル（倫理的）消費など、持続可能な社会形成に向けた理念や必要性、具体的な行動事例などについて、周知・啓発を行います。	持続可能な社会形成に関する周知・啓発	〇生涯学習センターのまちかど講座など、市民向けにSDGs講座を開催した。 〇市オリジナルSDGsカードゲームを活用し、持続可能な社会形成について小中学生向け授業を実施した。 〇SDGsに積極的に取り組んでいる企業や団体などを登録する「さがみはらSDGsパートナー制度」や「さがみはらSDGsプラットフォーム」を運営し、持続可能な社会の達成や地域課題の解決に向けた取組を推進した。 （令和8年3月末時点登録団体数：1,413団体） 〇SDGs特設サイト・SNSによりSDGsの普及啓発や情報発信を行った。 〇さがみはらSDGsパートナーが他の団体等と連携し、SDGsの達成や地域課題の解決に向けて先進的に取り組む事業や、相模原市をフィールドに体験や見学等を通じてSDGsについて理解を深める事業に対し助成を行った。 〇SDGsパートナーによるブース出展、マッチングなどを行うとともに、市民等へのSDGsの普及啓発と行動変容を目的とした「相模原SDGsEXPO」を開催し、延べ約4,500人が来場した。	実施済	A	〇今後も普及啓発活動を継続して行うとともに、市民の具体的な行動変容に向けた取組を強化していく。	継続	市長公室
65			計量思想の普及・啓発	日々の生活に密接に関わっている計量について、神奈川県及び県下の計量特定市と連携した啓発ボスターの配布のほか、神奈川県計量協会等と連携し、イベント等において普及啓発活動を行います。	計量思想の普及・啓発【再掲】						市民局
66			その他消費生活に関連する教育の推進【新規】	金融、経済、国際理解等、消費者教育の範囲は多岐にわたるため、専門団体等の提供する学習プログラムを積極的に活用し、消費生活講座の多様化と充実を図るとともに、それぞれのプログラムにおける利点を研究し、消費者教育及び啓発に役立てます。	その他消費生活に関連する教育の推進	〇複雑化・多様化する消費社会において、市民が消費生活に関する知識を取得し、適切な消費行動に結び付ける実践的な能力を育むことを目的に、国民生活センターと共催で「消費者問題教養セミナー」を開催した。 ・日時：令和8年2月14、21、28日 午前10時～午前11時30分 ・内容：第1回「商品の安全性について～くらしに潜む危険～」 第2回「医薬品やサプリメントを安全に使うために」 第3回「金融リテラシーを高める～ライフプランニングの視点から資産形成と生命保険～」 ・参加者：延べ44名	実施済	A	〇市民に消費生活に関する普及啓発を行えるよう、引き続き多様な団体との連携について検討し、内容の充実を図る。	継続	市民局
67			学校における消費者教育の担い手育成【新規】	教職員を対象とした消費者教育に係る国民生活センター等が作成した研修プログラム等を活用し、教職員の指導力向上を図ります。	学校における消費者教育の担い手育成	〇教育センターと連携し、教職員向けに消費者教育の大切さを伝える。	制度利用なし	制度利用なし	〇教職員が出席する教育研究会に出席するなど、消費者教育の大切さを伝える機会を探索する。	継続	市民局 学校教育部

基本施策Ⅲ 消費者教育の推進と情報提供の充実

通No.	施策	主な取組	事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成 果	R6 実 施 状 況	R6 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織
68	施策10 消費者教育の担い手の育成	家庭での消費者教育の推進 【新規】	家庭での消費者教育の推進	OPTA等において出前講座を実施し、消費生活に関する基本的知識を習得する機会を提供して、家庭での消費者教育を推進する。	制度利用なし	—	制度利用なし	—	○学校で行われる保護者会等の機会に出前講座を活用してもらうよう呼び掛けていく。	継続	市民局
69		地域における消費者教育の担い手育成【新規】	地域における消費者教育の担い手育成	○消費生活の出前講座を受講した人が、新たに消費生活サポーターになり、その地域の消費者教育の担い手となって周囲の人に啓発を行う仕組みを検討する。	検討中	—	検討中	—	○自主的に活動してもらうため、講座内容や仕組みづくりについて検討する。	継続	市民局
70		学校における消費者教育の支援	学校における消費者教育の支援	○学校に出向き、出前講座を実施した。 申請団体：陽光台小学校、県立上溝高校、県立相模原中央支援学校、県立相模原中央支援学校橋本分教室、自然学園高等学校相模原キャンパス、麻布大学、医療ビジネス観光福祉専門学校、相模原看護専門学校 参加人数：617人	実施済	A	実施済	A	○学校行事の都合上、同じような時期に依頼が来やすいため、調整作業が必要になる。 ○受講者側である生徒に興味を持ってもらう必要がある。	継続	市民局
71		多様な担い手をつなぐコーディネート機能の強化【新規】	消費者教育コーディネーターの配置	○今後の消費者教育事業をさらに強化するため、消費者教育コーディネーターの配置する。 ・消費生活総合センター職員の出前講座担当4人	実施済	A	実施済	A	○どのようにして効果的な活動を行っていくか。	継続	市民局
72		市の広報紙・ホームページにおける消費生活情報提供の充実	市の広報紙・ホームページの活用	○市ホームページ内の「消費生活」のページについて、随時掲載情報を更新した。 ○市広報紙にて、消費生活に関する情報を掲載し、周知した。 ・5月1日号 地球にやさしい消費行動を（消費者月間） ・9月1日号 高齢者悪質商法被害防止キャンペーンの案内 ・10月15日号 みんなで考えよう消費生活展開催の案内 ・11月1日号 多重債務相談窓口の案内 ・12月1日号 多重債務相談窓口の案内 ・1月1日号 若者悪質商法被害防止キャンペーンの案内、消費者問題教養セミナー開催の案内	実施済	A	実施済	A	○情報の更新を適宜行うと共に、今後も見やすさの向上に努めていく。 ○年1回の特集記事掲載の申請を継続しながら、消費生活情報の記事掲載回数を増やすよう努める。	継続	市長公室 市民局

基本施策Ⅲ 消費者教育の推進と情報提供の充実

通No.	施策	主な取組	事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成 果	R6 実 施 状 況	R6 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織
73	施策11 消費生活情報の提供・啓発	消費生活情報紙「すばいす」を発行し、市内公共施設等に配架します。	消費生活情報紙「すばいす」の作成	○消費生活情報を配信する機関紙「すばいす」を、年4回発行した。 ・様式：二つ折フルカラー4ページ ・発行部数：各2,500部（計10,000部） ・配布先：消費者団体、市内公共施設及び公共機関、地域包括支援センター等	実施済	A	実施済	A	○「すばいす」の認知度を高めるため、街頭キャンペーン等様々な機会を捉え配布を行い啓発に努める。また、市民に対する消費生活に関する情報提供紙として、掲載内容の充実に努めるとともに、より効果的な配布先についても検討する。	継続	市民局
74		メールマガジンやSNSなどの多様な媒体を利用して、消費生活に係る情報の発信を行います。	メールマガジン等を利用した周知・啓発	○メールマガジン及び相模原市公式LINEを用いて、消費者被害防止に係る注意喚起情報等を発信した。 ・配信数 52回 ・登録者数 メールマガジン 411名 LINEマガジン 5,270名	実施済	A	実施済	A	○マガジンの周知・啓発を拡充し、登録者数の増加に努める。 ○高齢者でも容易に登録できるような登録方法を検討する。	継続	市民局
75		警察や自治会などの関係機関・団体が使用している周知・啓発媒体を活用して、消費生活に係る情報の発信を行います。	高齢者トラブル事例等の情報提供及び見守り実施の呼びかけ	○民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会、地域包括支援センター、社会福祉協議会など、各団体の会議に出席し、トラブル事例の紹介や出前講座の案内を行った。 ○読売新聞橋本中央店及び淵野辺中央センターの新聞契約世帯に配布している「じもとの事件簿」において、相談窓口の周知や啓発情報の掲載（月1回）を行った。 配布数：緑区 4,100部（1店舗） 中央区 25,000部（9店舗）	実施済	A	実施済	A	○引き続き周知啓発を行える媒体について検討する。	継続	市民局
76		「みんなの消費生活展」、「農業まつり」、「食育フェア」、「さがみはら環境まつり」等の市民が積極的に参加できるイベントを通して幅広い対象へ啓発を行います。	みんなの消費生活展	○消費者に、確かな知識や判断力を身につけ、情報を正しく理解し、適切な行動ができる自立した消費者となるためのきっかけの場として「第57回みんなで考えよう消費生活展」を開催した。 ・開催日：令和7年10月18日（土） ・場 所：ミウィ橋本5階インナーガーデン ・参加者：約350名 ・内容：大学、計量協会、消費者の会など12団体が出展し、「食と健康と安全」「マイクロプラスチック問題」「契約トラブルの注意喚起」などの展示の他、ステージイベントとして、「お片付けでSDGs」の講演を行った	実施済	A	実施済	A	○消費者団体や大学、企業等との連携の場としても機能しており、今後も取組を継続できるように検討する。	継続	市民局

基本施策Ⅲ 消費者教育の推進と情報提供の充実

通No.	施策	主な取組	事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成 果	R6 実施 状況	R6 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織
77	施策11 消費生活情報の提供・啓発	イベントの実施を通じた周知・啓発	相模原市農業まつり	相模原市農業まつりの「集中行事」については、昨年に引き続き「魅力とるおいのある都市農業をめざして」をテーマに開催した。 また、「農畜産物共進会」について立毛・生産物・坪堀り・畜産物で全22回実施した。	実施済	A	実施済	A	○市内農産物の普及啓発と都市農業の推進のため、今後も取組を継続できるように検討する。	継続	経済部
78			食育イベント	○食育イベント（わくわくいっばい！食育ひろば）参加者608人 ○食育イベント（健活！さがみはら健康フェスタ）参加者770人	実施済	A	実施済	A	○幅広い市民へ食育の推進を行うため、イベントの実施方法やSNS活用などの検討が必要である。	継続	保健衛生部
79			さがみはら環境まつり	○市民等の環境に係る関心を高め、環境の保全及び創造に係る活動を促進するため、地域で活動する市民、事業者、大学及び行政の協働による「さがみはら環境まつり」を開催した。 【第21回】 ・開催日：令和7年6月15日 ・会場：サン・エールさがみはら及びその周辺	実施済	A	実施済	A	○市民の消費行動は、環境問題と密接につながっていることから、環境負荷の低減、省エネルギー等に配慮した暮らしへの転換を考える場としても今後も継続して開催できるよう配慮する。	継続	環境部
80		街頭キャンペーンによる消費者啓発	消費者被害防止啓発キャンペーン	令和7年度は実施を計画していない。	実施不可	—	実施不可	—	○市民に対する消費者問題や悪質商法等への啓発する機会として、関係機関等と連携しながら、今後の実施方法等について検討する。	全部見直し	市民局

基本施策Ⅳ 環境に配慮した消費行動の促進

通No.	施策	主な取組	事業名	取組状況	R7 実施状況	R7 成果	R6 実施状況	R6 成果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織
81	施策12 より良い消費行動の促進	エコライフの促進【再掲】	環境教育（エコライフ）の促進								
82		4Rに関する情報発信	事業系型社会普及啓発推進事業及び	○イベント等での啓発を行った。：19回、8,938人 ○小学校、保育園等、地域などにおいて講座を実施した。：105回、9,437人 ○中小事業者への個別訪問指導（3,659者）	実施済	A	実施済	A	○資源循環型社会の形成に向けて、4R推進に対する市民意識の醸成を図るため、情報提供や啓発活動を行うとともに、ごみの減量化・資源化を行う市民等を支援する。 ○令和8年10月からの分別収集体制の変更に伴う、新たな分別・排出ルールの周知・啓発を行う。 ○事業者に対しては、啓発用冊子を配布し、事業系ごみの適正排出等の促進を行う。	継続	環境部
83		危害情報の収集及び提供の推進	食品ロス削減の啓発【再掲】								
84	施策13 環境負荷の低減に向けた基盤の整備	住宅用スマートエネルギー設備の導入促進	住宅用スマートエネルギー設備導入促進事業	○住宅に再生可能エネルギー利用設備等を設置した市民に奨励金を交付した。 ・ZEHコース：85件 ※予算を超える申請があったため、うち1件は予算の範囲内で奨励。 ・自家消費コース（リチウムイオン蓄電池、V2H）：487件 ・太陽光単体補助コース：308件	実施済	A	実施済	A	○導入コストの低減など市場の動向を見ながら補助メニューの見直しを行い、今後も支援を実施していく予定。	継続	環境部
85		次世代クリーンエネルギー自動車の普及促進	次世代クリーンエネルギー自動車等	○燃料電池自動車の購入者に対し購入奨励金を交付した。 ・交付件数：1件	実施済	A	実施済	A	○令和8年度も引き続き市場の動向を見ながら、支援を継続して実施していく予定。	継続	環境部

基本施策Ⅳ 環境に配慮した消費行動の促進

通No.	施策	主な取組	事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成 果	R6 実施 状況	R6 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織
86	施策13 環境負荷の低減に向けた基盤の整備	食品ロスの削減（事業者）の促進	事業者への食品ロス削減の啓発	○食品衛生責任者講習会にて、飲食店を対象に周知・啓発活動を行った。 ○食品ロス削減月間に、市内事業者へ啓発ポスター等の掲示協力依頼や、市役所内での動画や店内放送等による啓発を行った。 ○中小事業者訪問を行う際に、飲食店に対して食品ロスの案内（リーフレットの配布）を行った。 ○市内飲食店等から発生する食品ロス削減を目的に、フードシェアリングサービスTABETE（タベテ）」を運営する株式会社コークッキングと連携協定を締結した。	実施済	A	実施済	A	○食品ロスを出さない消費生活への転換を促すため、講習会での啓発活動等を行うことにより、認知度を高めていく。	継続	環境部
87		給食残さのリサイクルの推進	給食残さのリサイクル	新磯小学校、大沢小学校、大野小学校、淵野辺小学校、谷口台小学校、中央小学校、清新小学校、相武台小学校、大沼小学校、桜台小学校、上鶴間小学校、橋本小学校、作の口小学校、大野北小学校、鶴園小学校、富士見小学校、小山小学校、宮上小学校、九沢小学校、上溝学校給食センターにて年間70、593kgを回収し、リサイクルした。	実施済	A	実施済	A	○回収校の拡充について検討する。	継続	教育環境部
88		過剰包装、レジ袋等の削減の促進	マイボトル、マイバッグ等の更なる利用促進	○市ホームページで周知を行った。 ○冊子「ごみと資源の日程・出し方」で周知を行った。	実施済	A	実施済	A	令和8年度については、令和7年度の取組を継続する。	継続	環境部
89		ごみの資源化の拡大【新規】	再利用・資源化の促進	○有用金属リサイクルのため、使用済小型家電を回収し認定事業者へ引き渡した。：121t（対前年度比10%増） ○有用金属リサイクルのため、小型充電式電池の対面回収を開始した。：9、972kg	実施済	A	実施済	A	○引き続き使用済小型家電及び小型充電式電池を回収する。 ○令和8年10月から、小型充電式電池の集積場所からの回収を開始するにあたり、周知を行うとともに、安全な回収を推進する。	継続	環境部

基本施策Ⅴ 消費者意見の反映と連携の強化

通No.	施策	主な取組	事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成 果	R6 実 施 状 況	R6 成 果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織
90	施策14 消費者意見の反映	消費生活相談の分析と施策への反映	消費生活相談の分析と施策への反映	○消費生活相談の内容を分析し、消費生活メールマガジン、相模原市公式LINE、地域情報紙などで注意喚起した。	実施済	A	実施済	A	○今後も消費生活相談の内容を分析し、最新の情報を提供できるよう努める。	継続	市民局
91		市民に対する意識調査の実施と施策への反映	市民に対する意識調査の実施	○次期消費生活基本計画策定の基礎調査として消費生活に関する市民意識調査を実施した。 ・「消費者トラブルにあった際の相談できるところの有無」について、6割が「相談できるところがない」との結果であった。 ・「消費者トラブルにあった際、いつでも相談できる人の有無」について、4割が「相談できる人がいない」との結果であった。	実施済	B	実施済	B	○調査結果を踏まえ、計画の見直しに係る検証を実施する。 ○今後も消費生活に関する市民意識の把握のため、適切な時期に調査を実施する。	継続	市民局
92		危害情報の収集及び提供の推進	講座やアンケート実施に対する対応	○市民向けの出前講座や消費生活展の来場者に対し、アンケート調査を実施し、事業の内容及び施策に反映させます。	実施済	A	実施済	A	○各種事業に対する参加者から寄せられた意見の分析を行い、今後の事業の推進に反映する。	継続	市民局
93	施策15 消費者団体等との連携及び育成	消費者団体との連携及び支援	さがみはら消費者の会との連携	○月1回の打合せ会を中心に、情報交換や事業共催等の活動協力の検討を通じて、団体の支援に努めた。	実施済	A	実施済	A	○団体の自主性を尊重しつつ、引き続き情報共有や活動支援を行う。	継続	市民局
94		生活協同組合との連携	生活協同組合等との連携	実施無し	制度利用なし	—	制度利用なし	—	○団体との協力体制を維持しつつ、今後も情報共有やイベントを通じて活動支援を行う。	継続	市民局
95	施策16 事業者団体等との連携	事業者団体等との連携による「新規」の取組	事業者団体等と連携した取組	「第57回みんなで考えよう消費生活展」において、関東電気保安協会や桂川・相模川流域協議会、生活協同組合運営協議会による出展ブースにて情報提供を行い、消費者意識の醸成を図った。	実施済	A	実施済	A	○連携団体及び事業者等の見直しを行う。	継続	市民局

基本施策Ⅴ 消費者意見の反映と連携の強化

通No.	施策		主な取組	事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成果	R6 実施 状況	R6 成果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織	
96	施策 16	事業者団体等との連携	事業者団体等と連携した見守りの推進【「再掲」】	事業者団体等と連携した見守りの推進【「再掲」】									
97			相模原食品衛生協会との連携	市内の食品等事業者により、食品衛生の向上を目的として設立された相模原食品衛生協会が実施する食品衛生思想の普及・啓発事業への支援・連携を図ります。	食中毒予防キャンペーン	○市民に対する食中毒予防に関する啓発を目的として、（一社）相模原市食品衛生協会が8月と11月に実施した食中毒予防キャンペーンに係る経費の一部を助成した。 ①食中毒予防キャンペーン（令和7年8月1日～31日） ・スーパーや会員店舗でのパンフレット等の配布（45か所2,039枚） ②ノロウイルス食中毒予防キャンペーン（2か所令和7年11月13日） ・スーパーにおける街頭キャンペーン ・パンフレット等の配布 「食中毒予防クイズ」、アンケートの実施（170名） ・会員店舗でのパンフレット等の配布（41か所1,922枚）（令和7年11月8日～30日）	実施済	A	実施済	A	○新しい生活様式に対応した実施方法を検討し、今後も団体と協働による食中毒予防の周知啓発を行い、市民の健康被害の防止に努める。	継続	保健衛生部
98			事業者団体等との連携	食品衛生指導員活動支援	○（一社）相模原市食品衛生協会が行う自主的な巡回活動を支援するため、当該協会が委嘱する食品衛生指導員に対し、衛生講習会を開催した。 ・開催回数：3回 ・参加者数：143人 ・内容：HACCPに沿った衛生管理の定着と振り返り、良くある指摘事項、施設巡回時のチェックポイント	実施済	A	実施済	A	○効果的な自主巡回活動の支援に努める。 ○食品衛生指導員の資質向上に向け取り組む。	継続	保健衛生部	
99			包括連携協定による相互連携	協定に基づき、買物環境の整備や大規模災害発生時の食料品・日用品の支援物資調達等様々な分野での連携を実施します。	救援物資供給に整備に関する取組及びその他買物環境の	○「災害時における救援物資の受入れ及び配送等並びに救援物資受入れ拠点の設置等に関する協定」を日本GLP㈱、佐川急便㈱との三者協定を令和3年11月に、日本GLP㈱、西濃運輸㈱と三者協定令和4年2月に締結しを締結し、令和7年10月に神奈川県を含めた「5者合同救援物資配送訓練」を実施した。	実施済	A	実施済	A	○引き続き民間企業と協定に基づく連携を推進する。	継続	経済部
100		食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションの推進【「再掲」】	食の安全・安心に係るリスクコミュニケーション（食品の安全の確保に関する情報及び意見の交換）を推進するため、消費者団体、食品等事業者、学識経験者及び市民で構成する「相模原市食の安全・安心懇話会」を開催し、情報提供及び意見交換を行います。	相模原市食の安全・安心懇話会【「再掲」】									

基本施策Ⅴ 消費者意見の反映と連携の強化

通No.	施策		主な取組	事業名	取組状況	R7 実施 状況	R7 成果	R6 実施 状況	R6 成果	今後の課題・ 取組等	今後の 進め方	推進し た組織		
101	施策 16	事業者団体等との連携	警察との連携の推進【再掲】		主に高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺などの被害が増加していることから、情報共有や啓発事業を通して警察と連携した消費者被害防止対策を検討します。	警察との連携【再掲】								
102			広域連携による消費者教育の推進【再掲】		本市周辺にある大学や国民生活センター、消費者団体等の関係機関との協働により、市域を超えた広域連携による消費者教育事業を行います。	広域連携による消費者教育の実施【再掲】								
103			食に関する団体との連携の推進		農業関係者や、食生活改善推進団体等との連携により、収穫体験や地場産物の視点を含んだ食育講座や野菜の普及啓発を実施し、食の選び方や食事のとり方等についての知識の普及を図ります。 また、食生活改善推進団体の会員の育成・支援を行います。	食生活改善推進員の育成・支援	〇栄養改善の普及・推進を図るため、地域における食生活改善の推進者として食生活改善推進員を養成するための講座を開催した。また、相模原市食生活改善推進団体わかな会に対し、必要な知識・技術を習得するための研修会等を実施した。 ・養成講座実施回数：9回 養成講座受講者数：23人 ・食生活改善推進団体わかな会会員数：165人	実施済	A	実施済	A	〇食生活改善推進団体の会員数が減少してきている。新規会員を増加させるための養成講座の周知及び組み立ての検討や会員への研修会の内容の検討をしている。	継続	保健衛生部
104			食に関する団体との連携の推進		農業関係者や、食生活改善推進団体等との連携により、収穫体験や地場産物の視点を含んだ食育講座や野菜の普及啓発を実施し、食の選び方や食事のとり方等についての知識の普及を図ります。 また、食生活改善推進団体の会員の育成・支援を行います。	ふるさとの生活技術指導士による食育事業【再掲】								
105			関係機関等と連携した周知・啓発【再掲】		警察や自治会など関係機関・団体が使用している周知・啓発媒体を活用して、消費生活に係る情報の発信を行います。	高齢者トラブル事例等の情報提供及び見守り実施の呼びかけ【再掲】								